

人権について考えよう～子どもの人権と身近な人権問題について～

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」について

☆詳しくは、指導課へ

子どもが、ひとりの人間として幸せに生き、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても「おなじ」です。それを「子どもの権利」と呼びます。世界中すべての子どもに生まれながらに「子どもの権利」があり、だれもそれを奪うことはできません。

子どもがどんな権利をもっているのかを定めたのが「子どもの権利条約」です。日本をふくめ、世界196の国と地域がこの条約を守ることを約束しています。

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」4つの原則

①差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

②子どもの最善の利益

(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③生命、生存及び発達に対する権利

(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

④子どもの意見の尊重

(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

身近なところに人権問題があります～「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」～

「アンコンシャス・バイアス」とは、「無意識の思い込み」のことです。誰かと話すときなどに、これまでに経験したことなどに照らし合わせて、「この人は〇〇だからこうだろう」というように、「自分なりに解釈する」ことによって引き起こされるものです。

〈アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の例〉

- ・男の子は黒いランドセル、女の子は赤いランドセルを使う。
- ・男の子はロボット、女の子は人形で遊ぶ。
- ・「この子には絶対にできない。」と決めつける。

無意識の思い込みにより、身近な人に差別していることはないでしょうか。

偏見をなくし、一人一人の個性を認め合うためにはどうすればよいか考えてみてください。



就学相談・転学や入室の相談について

来年度小学校・中学校に入学するお子さんの、心身の発達についての不安や、就学についての心配ごとがある保護者を対象に就学相談を行っています。

また昭島市立小・中学校に在籍中のお子さんで、市内特別支援学級や特別支援教室などへの転学や入室を希望される保護者を対象に転学相談・入室相談を行っています。

【就学相談】令和5年11月15日(水)まで
 ○電話(指導課特別支援教育係 042-519-2290)
 または窓口(アキシマエンス校舎棟1階)にてお申し込みください。

【転学相談・入室相談】令和5年11月24日(金)まで
 ※在籍校から指導課への資料提出の締め切り日となります。

○まずは在籍の小・中学校へご相談ください。

○必要書類として医師診察記録や知能検査の結果をご用意ください。

(相談により必要書類が異なります。)



令和5年度 小学校音楽会 開催のお知らせ

市内小学校第6学年児童が、学校ごとに合唱や合奏等の舞台発表を行います。

各校の学習成果と工夫した発表をご鑑賞ください。

【日時】

令和5年11月9日(木)

午前の部 開演 9:45 終演 11:45

午後の部 開演 13:30 終演 15:30

【会場】

FOSTER ホール(昭島市民会館)

【出演校】

午前の部: 東小・武蔵野小・玉川小・つつじが丘小・成隣小・田中小・拝島第二小

午後の部: 共成小・富士見丘小・中神小・光華小・拝島第一小・拝島第三小

今年度は、地域の方々の鑑賞も可能です。座席数には限りがある為、譲り合ってご鑑賞いただく場合がございます。予めご了承ください。

☆詳しくは、指導課へ